

政令第 号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

## 理由

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。